**一般社団法人常陸大宮市シルバー人材センター定款**

**第１章　総　則**

（名　称）

1. この法人は、一般社団法人常陸大宮市シルバー人材センター（以下「センター」という。）と称する。

（主たる事務所）

1. センターは、主たる事務所を茨城県常陸大宮市に置く。

（目　的）

第３条　センターは、定年退職者等の高年齢退職者（以下「高齢者」という。）の希望、知識及び経験に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、組織的に提供することなどにより、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

（事　業）

第４条 　センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。
2. 高齢者のための臨時的短期的な就業（雇用によるものに限る。）並びにその他の軽易な業務若しくはその能力を活用して行う業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のために有料職業紹介事業又は労働者派遣事業を行うこと。

　なお、茨城県知事から「高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）」第39条に規定する業務拡大に係る業種及び職種並びに市町村の区域の指定を受けた場合は、その拡大された時間の範囲内においてその事業を行うことができる。

(3) 高齢者に対し、臨時的かつ短期的な雇用による就業並びにその他の軽易な業務若しくはその能力を活用して行う業務に係る就業に必要な知識および技能の付与を目的とした講習を行うこと。

(4) 高齢者のための臨時的かつ短期的な就業並びにその他の軽易な業務若しくはその能力を活用して行う業務に係る就業や社会奉仕活動等を通して、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。

　　(5) 前4号に掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な調査研究、相談及び事業の企画運営を行うこと。

　　(6) その他センターの目的を達成するために必要な事業を行うこと。

**第２章　会　員**

（種　別）

第５条 　センターの会員は，次の3種とし、正会員及び特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

（1）正会員　センターの目的に賛同し、その事業を理解している次のいずれにも該当する者であって、理事会の承認を得た者。

ア 常陸大宮市に居住する原則として６０歳以上の者。

イ 健康で働く意欲がある者であって、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業及び社会奉仕活動等を通じて自己の能力を活用し、それによって自らの生きがいの充実や社会参加等を希望する者。

　　　（2）特別会員　センターに功労があった者又はセンターの事業運営に必要な学識経験を有する者で、理事会の承認を得た者。

　　　（3）賛助会員　個人又は団体であってセンターの目的に賛同し、事業に協力するもので理事会の承認を得たもの。

（入　会）

第６条　正会員、特別会員及び賛助会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

　　　(2)入会承認について、緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、理事長においてこれを承認することができる。この場合、理事長は次回の理事会へ報告しなければならない。

（会　費）

第７条　正会員及び特別会員は、センターの活動に必要な経費に充てるため、総会において別に定める会費を支払わなければならない。

２　賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

（会員の資格喪失）

第８条　正会員、特別会員及び賛助会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 退会したとき。
2. 正会員及び特別会員が常陸大宮市に居住しなくなったとき。
3. 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
4. １年間以上会費等を滞納したとき。
5. 除名されたとき。
6. 全ての正会員及び特別会員の同意があったとき。
7. 茨城県暴力団排除条例(平成22年9月28日　茨城県条例第36号)第2条第1号から第3号に該当

するもの、若しくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合。

（退　会）

第９条　正会員、特別会員及び賛助会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

（除　名）

第10条　会員が次のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の３分の２以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の１週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

1. センターの定款又は規則に違反したとき。
2. センターの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
3. その他正当な事由があるとき。

２　前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

第11条　会員が第８条の規定によりその資格を喪失したときは、センターに対する会員としての権利を失い、義務を免れる。

　２　センターは、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

**第３章　総　会**

（構　成）

第12条 総会は、正会員及び特別会員をもって構成する。

２　前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

（権　限）

第13条 総会は、次の事項について決議する。

1. 役員の選任又は解任
2. 役員の報酬等の額の決定
3. 定款の変更
4. 各事業年度の事業報告及び決算の承認
5. 会費及び賛助会費の金額
6. 会員の除名
7. 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
8. 合併
9. 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

（種別及び開催）

第14条　センターの総会は、定時総会及び臨時総会の２種とする。

２　定時総会は、毎事業年度終了後３ヶ月以内に開催する。

３　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき。

(2) 正会員及び特別会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。

（招　集）

第15条　総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　理事長は、前条第３項第２号の規定による請求があったときは、その日から６週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項、その他法令で定める事項を記載した書面をもって、２週間前までに通知を発しなければならない。

（議　長）

第16条　総会の議長は、当該総会において正会員及び特別会員の中から選出する。

（議決権）

第17条　総会における議決権は、正会員及び特別会員１名につき１個とする。

（定足数）

第18条　総会は、正会員及び特別会員の総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

（決　議）

第19条　総会の決議は、一般社団・財団法人法第４９条第２項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、正会員及び特別会員の総数の過半数が出席し、出席した正会員及び特別会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

　２　前項前段の場合において、議長は正会員及び特別会員として決議に加わることはできない。

（書面議決等）

第20条　総会に出席できない正会員及び特別会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員及び特別会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

２　前項の場合における前２条の規定の適用については、その正会員及び特別会員は出席したものとみなす。

（議事録）

第21条　総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

1. 会議の日時及び場所
2. 構成員の現在数
3. 総会にあってはその総会に出席した正会員及び特別会員の数、理事会にあってはその理事会に出席した理事の氏名
4. 議決事項
5. 議事の経過の概要及びその結果

２　議長及び議長の指名した理事は、前項の議事録に記名押印する。

**第４章　役　員**

（役員の設置）

第22条　センターに次の役員を置く。

1. 理事　　１０名以上１５名以内
2. 監事　　　２名以内

２　理事のうち１名を理事長、１名を副理事長、１名を常務理事とする。

３　前項の理事長及び副理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、常務理事をもって一般社団・財団法人法第９１条第１項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第23条　役員は、総会の決議によって選任する。

　２　理事長及び副理事長、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

　３　監事は、センターの理事又は使用人を兼ねることができない。

　４　その他役員の資格等については、法令の定めるところによる。

（理事の職務・権限）

第24条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、センターの業務の執行の決定に参画する。

２　理事長は、センターを代表し、その業務を執行する。

３　副理事長は，理事長を補佐し，センターの業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

４　常務理事は、センターの常務を処理する。

５　理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に４ヶ月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第25条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも，理事及び使用人に対して事業の報告を求め、センターの業務及び財産の状況を調査することができる。

３　前２項に定めるもののほか、監事に関する事項は、一般社団・財団法人法で定めるところによる。

（任　期）

第26条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

３　役員は第22条第１項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

４　補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（解　任）

第27条　役員は、総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の３分の２以上の議決に基づいて行わなければならない。

（報酬等及び費用）

第28条　役員には、総会において定める総額の範囲内で、総会によって別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

　２　役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

（取引の制限）

第29条　理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

1. 自己又は第三者のためにするセンターの事業の部類に属する取引
2. 自己又は第三者のためにするセンターとの取引
3. センターがその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるセンターとその理事との利益が相反する取引

２　前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

（役員の責任の免除）

第30条　センターは、一般社団・財団法人法第114条第１項の規定により、理事又は監事が職務を行うにつき善意かつ重大な過失がない場合においては、理事又は監事が任務を怠ったことにより生じた損害賠償責任を同法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として、理事会の決議を持って免除することができる。

**第５章　理事会**

（構　成）

第31条　センターに理事会を置く。

　２　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権　限）

第32条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

1. 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
2. 規則の制定、変更及び廃止
3. 前各号に定めるもののほかセンターの業務執行の決定
4. 理事の職務の執行の監督
5. 理事長及び副理事長、常務理事の選定及び解職
6. 各事業年度の事業計画及び収支予算の承認

（開　催）

第33条　理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

1. 理事長が必要と認めたとき。
2. 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
3. 前号の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
4. 一般社団・財団法人法の定めるところにより、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

（招　集）

第34条　理事会は、理事長が招集する。

２　前条第３号による場合は、理事が、前条第４号後段による場合は、監事が理事会を招集する。

　３　理事長は、前条第２号又は第４号前段に該当する場合は、その請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集の通知を発しなければならない。

　４　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の１週間前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。

　５　前項に関わらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

（議　長）

第35条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（定足数）

第36条　理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

（決　議）

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し，その過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

　２　前項前段の場合において、議長は理事として決議に加わることはできない。

（決議の省略）

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは，その限りではない。

（議事録）

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

1. 会議の開催日時及び場所
2. 構成員の現在数
3. 理事会に出席した理事の氏名
4. 議決事項
5. 議事の経過の概要及びその結果
6. 議事録署名人の選任に関する事項

　２　出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

**第6章　資産及び会計**

（資産の管理）

第40条　センターの資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議により、別に定める。

（事業年度）

第41条 センターの事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第42条 センターの事業計画書及び収支予算書等（収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類）は、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、直近の総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

２ 前項の事業計画書及び収支予算書等（収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類）は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

３ センターが公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、第１項の事業計画書及び収支予算書等（収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類）については、毎事業年度の開始の日の前日までに、茨城県知事に提出しなければならない。

（事業報告及び決算）

第43条 センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承諾を経て、定時総会に提出し、承認を受けなければならない。

1. 事業報告
2. 事業報告の附属明細書
3. 貸借対照表
4. 損益計算書（正味財産増減計算書）
5. 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
6. 財産目録

２　前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

1. 監査報告
2. 役員の名簿
3. 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類
4. 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

　３　センターが公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、第１項の書類及び第２項の書類について、毎事業年度の経過後３カ月以内に茨城県知事に提出しなければならない。

４　センターは、剰余金の分配を行わないものとする。

（長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け）

第44条　センターが資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、議決に加わることのできる理事の３分の２以上の議決を経なければならない。

　２　センターが重要な財産の処分または譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

（公益目的取得財産残額の算定）

第45条　理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第46条第2項第4号の書類に記載するものとする。

**第７章　定款の変更及び解散**

（定款の変更）

第46条 この定款は、第49条の規定を除き、総会において、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の３分の２以上の議決により変更することができる。

２　センターが公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく茨城県知事に届け出なければならない。

（解　散）

第47条 センターは、一般社団・財団法人法第１４８条第１号及び第２号並びに第４号から第７号までに規定する事由によるほか、総会において、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の３分の２以上の議決により解散することができる。

（公益目的取得財産残額の贈与）

第48条　センターが公益認定の取り消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を１ヶ月以内に、総会の決議により、センターと類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

（残余財産の処分）

第49条 センターが解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、センターと類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第５条第１７号に掲げる法人に寄付するものとする。

**第８章　事務局**

（事務局の設置）

第50条 センターの事務を処理するため、センターに事務局を設置する。

２　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

３　重要な職員は理事会の承認を得て理事長が任免する。

４　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

**第９章　公告の方法**

（公告の方法）

　第51条　センターの公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

**第10章　雑　則**

（委　任）

第52条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める。

（最初の事業年度）

第53条 センターの設立初年度の事業年度は、センターの設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附　則

（設立時役員）

１ センターの設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事・理事長 　 前田　尚利

設立時理事・副理事長 山﨑　一郎

設立時理事・常務理事 松本　　豊

設立時理事 　　　生田目 強

設立時理事 　　　眞﨑　　馨

設立時理事 　　　山﨑　秋芳

設立時理事 　　　井坂 實男

設立時理事 　　　髙村　一 夫

設立時理事 　　　相澤 登美雄

設立時理事 　　　岡﨑 英一

設立時理事 　　　川西　宏之

設立時理事 　　　内田　三男

設立時理事 　　　皆川　　實

設立時理事 　　　関根　一美

設立時理事 　　　 廣木　俊男

設立時監事 　　　小野瀨 邦一

設立時監事 　　　丸山 日出夫

（設立時社員の氏名及び住所）

２ 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員　１　茨城県水戸市河和田町５６番地の１１３桜川西団地１３６号

 前田　尚利

設立時社員 ２　茨城県常陸大宮市富岡１２０番地

　　　　　 山﨑　一郎

設立時社員 ３　茨城県常陸大宮市東富町６６３番地の３

　　　　　 松本　　豊

（法令の準拠）

３ 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

 以上、一般社団法人常陸大宮市シルバー人材センター設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

 平成２１年１月２８日

設立時社員 前田　尚利 （印）

設立時社員 山﨑　一郎 （印）

設立時社員 松本　　豊 （印）

４　この定款は、平成２１年２月４日（一般社団法人の設立の登記の日）から施行する。

５　この定款は、平成２３年１月１８日から施行する。

６　この定款は、平成２６年６月５日から施行する。

７　この定款は、令和元年６月１０日から施行する。

８　この定款は、令和３年６月２２日から施行する。